

## 令和2年度第3回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年3月～4月
- 2 開催場所 ー
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、小林委員、園田委員
- 4 欠席者名 ー
- 5 会議の公開・非公開の別 非公開  
情報公開条例第23条第3号のため(公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
- 6 次第
  - (1) 議事  
8条4項に基づく意見審議について
    - ・(仮称)ドラッグコスモス与野店(法第5条第1項:新設届)
    - ・(仮称)ドラッグコスモス東岩槻店(法第5条第1項:新設届)
    - ・(仮称)ケーズデンキ大宮櫛引店(法第5条第1項:新設届)
  - (2) その他  
報告事項
    - ・武蔵浦和駅ビル(法第6条第2項:変更届)
    - ・ヤオコー西大宮店(法第6条第2項:変更届)

### 【議事概要】

#### (1) 議事

##### 【8条4項に基づく意見審議について】

##### ①(仮称)ドラッグコスモス与野店(法第5条第1項)新設届について

事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

新規発生交通量による周辺への交通渋滞等の円滑性への影響はないと

思われる。なお、安全性については、交差点付近の出入口のため、安全確保について警備員の配置など十分に検討をしていただきたい。荷さばきスペースが出入口と隣接している点についても同様。

(事務局) 設置者に伝える。

(坂本会長) 関係各課意見に対する回答書において、中央区役所くらし応援室からの意見および回答にある「路面標示等」については、「路面表示等」と法令用語との区別が必要ではないか。

(事務局) 中央区役所くらし応援室と設置者に確認し、修正したものを再回答として受理した。

(渡辺副会長) 意見無し

(青木委員) 意見無し

(小林委員) 意見無し

(園田委員) 意見無し

2020年7月からレジ袋を有料化しているとのことで、大変良いと思う。行政・事業者・市民が国連のSDGsを推進しつつあり、サービスのあり方も変わってきているので、互いに無駄をなくしていくよう従業員への研修・啓発、消費者への呼びかけをお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

## ② (仮称) ドラッグコスモス東岩槻店 (法第5条第1項) 新設届について

事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

新規発生交通量による周辺への交通渋滞等の円滑性への影響はないと思われる。なお、駐車場内の通行方向(一方通行等)による円滑と安全の向上を検討していただきたい。また、店舗と周辺道路について歩車分離された歩道がないようだが、南側、西側は駐車場利用者と店舗利用者、道路

通行者との錯綜が懸念されるので、特に出入口の安全確保について警備員の配置など十分に検討をしていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(渡邊副会長) 意見無し

(青木委員) 意見無し

近隣には小学校及び保育園がある。小学校児童の登下校への配慮はもとより、保育園への送迎の時間や園児のお散歩等の時間帯への交通安全の配慮をお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(小林委員) 意見無し

(園田委員) 意見無し

2020年7月からレジ袋を有料化しているとのことで、大変良いと思う。行政・事業者・市民が国連のSDGsを推進しつつあり、サービスのあり方も変わってきているので、互いに無駄をなくしていくよう従業員への研修・啓発、消費者への呼びかけをお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

③ (仮称) ケーズデンキ大宮櫛引店 (法第5条第1項) 新設届について

事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

既存大型店や郵便局と隣接しているが、現状の需要率が以前よりも低下しているデータとなっていると思われ、新規発生交通量による周辺への交通渋滞等の円滑性への影響は少ないと思われる。一方で、該当施設の車両の出入りについては、正面の郵便局や大規模施設への車両との錯綜などが想定されることから、十分な事前案内と、警備員の配置などを検討していただきたい。特に、本施設は入口だけでなく出口についても、横断歩道の

直近下流であり、道路反対側の郵便局からの車両出入口に近いため、十分に対応を検討していただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(渡邊副会長) 意見無し

(青木委員) 意見無し

(小林委員) 意見無し

前店舗の時は出入口が反対側の郵便局と相対にあったが、新店舗では西郵便局通り沿いで入口と出口を分散させたところが良いと思う。小・中学校の通学路でもあるため、反対側にある大規模小売店舗と同様に、注意を払っていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 意見無し

2020年7月からレジ袋を有料化しているとのことで、大事な環境配慮だと思う。また、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に対応した引き取り、リサイクルも充実していると思う。さいたま市でも公民館などの小型家電回収ボックスで30cm×15cmの投入口に入るものを回収するなどしているので、場合によっては市内の店舗で、消費者の購入時に知らせていただくことも検討してほしい。さらに行政・事業者・市民が国連のSDGsを推進しつつあり、サービスのあり方も変わってきているので、互いに無駄をなくしていくよう従業員への研修・啓発、消費者への呼びかけをお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

### (3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の2件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

- ・武蔵浦和駅ビル (法第6条第2項：変更届)
- ・ヤオコー西大宮店 (法第6条第2項：変更届)